

# 岩沼市国土強靱化地域計画 (第2期)



令和7年3月

岩沼市



## 目次

<b>第1章 基本的な考え方</b> .....	- 1 -
1 策定の趣旨 .....	- 1 -
2 計画の位置付け .....	- 2 -
3 計画期間 .....	- 3 -
4 本計画の対象想定災害 .....	- 3 -
5 計画の推進 .....	- 3 -
<b>第2章 目標と脆弱性評価</b> .....	- 4 -
1 基本目標 .....	- 4 -
2 事前に備えるべき目標 .....	- 4 -
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） .....	- 5 -
4 施策分野の設定 .....	- 6 -
<b>第3章 国土強靱化施策の脆弱性評価・推進方針</b> .....	- 7 -
<b>第4章 施策分野別の推進方針</b> .....	- 37 -
<b>資料編</b> .....	- 53 -
過去に甚大な被害をもたらした 大規模自然災害 .....	- 53 -

# 第1章 基本的な考え方

## 1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と、これに伴う大津波（以下「東日本大震災」という。）により、本市においては181名（行方不明者含む）の尊い人命が失われ、多くの人的・建物被害に加え、産業・交通・生活基盤において、市内全域に甚大な被害がもたらされた。本市では、東日本大震災以前から、公共施設を含む建築物の耐震化や、避難訓練の実施など様々な防災対策を講じていたが、市域面積の約半分が津波により浸水し、また、広範な地域で地盤沈下が発生するなど、大規模かつ広範囲に被害が及んだことにより、ライフラインはいたるところで寸断され、初動時の情報不足、燃料の不足など、かつて経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面した。

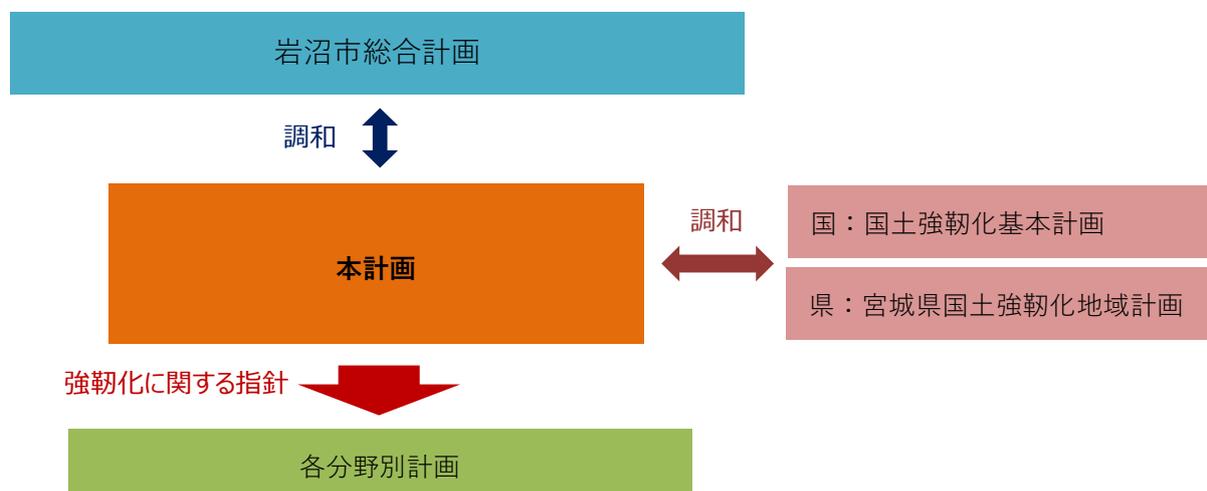
国では、この東日本大震災の教訓を活かすとともに、近年の激甚化・頻発化する大規模自然災害等への備えとして、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた安全で安心な国土・地域・経済社会を平時から構築することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定した。さらに、平成26年6月には、基本法第10条に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、国土全域にわたる強靱な国づくりを推進している。その後、平成30年12月の基本計画の変更の後、令和5年6月に基本法が改正され、同年7月には基本計画のさらなる見直しが行われるなど、国土強靱化の取組の強化が図られている。

宮城県では、平成29年4月に基本法第13条に基づく「宮城県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）」を策定し、県土の強靱化のための各種計画の指針として位置付け、令和7年3月には第3期となる県計画を策定するなど、各分野における取組を進めている。

本市においても、基本法に基づく「岩沼市国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化の取組を進めてきたところであるが、こうした国県の動きを踏まえ、「岩沼市国土強靱化地域計画（第2期）（以下「本計画」という。）」を策定するものである。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順等に従って策定したものであり、本市の各分野別計画の国土強靱化に係る指針となるものである。



### 【参考／国土強靱化地域計画と地域防災計画の違い】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
趣旨・検討アプローチ	地域防災計画に見られるようにリスクごとの対応方法を取りまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えて最悪の事態に陥ることを避けるための「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を発災前から構築していく。	風水害、地震、津波等の「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応・行動方針等を示す。 ・ 災害応急対策計画 ・ 災害復旧計画
共通部分	災害への対策	
対象フェーズ	発災前における平時の施策	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価の結果に基づき、人命保護や地域社会の被害の最小化等、最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策をまちづくりの視点から設定・推進していく。	風水害や地震、津波等のリスクごとに発災時・発災後の応急復旧体制整備に係る具体的な対応を取りまとめる。

### 3 計画期間

---

本計画の対象期間は、令和7年度から令和11年度までとする。

### 4 本計画の対象想定災害

---

あらゆる大規模自然災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえながら、過去に本市で発生した自然災害の災害歴等から、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害を対象とし、次の自然災害を想定災害（リスク）とする。

#### 想定災害（リスク）

#### 地震、水害、土砂災害、津波

1978.06.12（昭和53年）	宮城県沖地震
1986.08.05（昭和61年）	豪雨・洪水
1994.09.22（平成06年）	集中豪雨・洪水
2011.03.11（平成23年）	地震・津波（東日本大震災）
2019.10.11（令和元年）	暴風雨・洪水（台風第19号）等

### 5 計画の推進

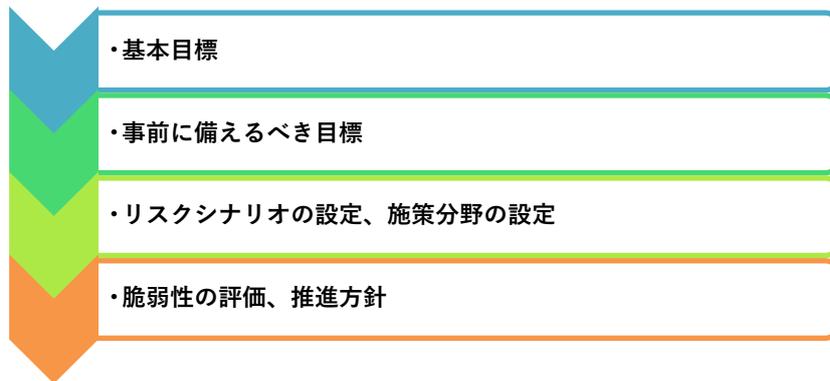
---

本計画に基づき実施する主な事業は「岩沼市総合計画に基づく実施計画」に掲げることとし、計画的かつ着実に取組を推進していく。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や、国や宮城県の強靱化に関する施策の状況、本市の施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。

## 第2章 目標と脆弱性評価

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、基本計画及び県計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されている。本計画においても、国及び宮城県が実施した脆弱性評価手法を踏まえて評価を行った。



### 1 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4点を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

### 2 事前に備えるべき目標

前述の「基本目標」の実現に向けて、基本計画、県計画を踏まえつつ、本市の地域特性及び過去の災害における教訓等も考慮し、「事前に備えるべき目標」は次の6点とする。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、基本計画及び県計画における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、以下の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
	2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
	4-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	4-3 食料等の安定供給の停滞
	4-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）	5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大
	5-2 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4 長期にわたる孤立地域等の発生、被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-7 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響

#### 4 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、基本計画及び県計画における施策分野を参考に、本市の実情を踏まえ、9の施策分野及び1の横断的分野を設定した。

- (1) 行政機能・情報通信等 (2) 住宅・都市 (3) 保健医療福祉 (4) 環境 (5) 産業  
(6) 交通・物流 (7) 市土保全 (8) 土地利用 (9) リスクコミュニケーション<sup>1</sup>・地域づくり

##### 【横断的分野】

デジタル活用

<sup>1</sup> 市民、事業者、行政などの関係者間でリスクの情報共有や意見交換などを行い、意思疎通と相互理解を深めること。

### 第3章 国土強靱化施策の脆弱性評価・推進方針

国土強靱化施策の脆弱性評価結果及び推進方針は次のとおりである。

#### 目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

##### 1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

##### <脆弱性評価結果>

###### 【住宅の耐震化・長寿命化等】

- 旧耐震基準の木造戸建て住宅に占める高齢者世帯の割合が高い傾向にあることや、耐震改修工事に係る補助金制度はあるものの、所有者の費用負担が必要であり、改修工事費用の調達が困難となる事例が多い。さらには、今後の使用期間が不確定であり、改修・建替え計画を確定できないことなどから、耐震診断の実施後に耐震改修工事の実施に至らないケースが多い。

###### 【多数の者が利用する建築物の耐震化・長寿命化等】

- 多数の者が利用する建築物において、市有建築物は耐震化を完了しているものの、引き続き、民間建築物において耐震化の促進を図る必要がある。
- 市内小中学校の非構造部材の耐震対策については、屋内運動場における天井の落下防止対策は完了しているが、引き続き日常点検等を行い適時適切な維持修繕を行う必要がある。

##### <推進方針>

###### 【住宅の耐震化・長寿命化等】

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、広報等により普及啓発を行うとともに、国の取組により策定した住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、助成事業の実施と拡充に努める。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、国の防災・安全交付金や住宅市街地総合整備事業費補助等を活用した事業を推進する。

###### 【多数の者が利用する建築物の耐震化・長寿命化等】

- 市所有の建築物については、施設管理者による日常点検のほか適時適切な維持修繕を行うとともに、計画的な改修事業を行いながら施設の長寿命化を図る。
- 民間建築物については、県と連携し既存建築物の耐震診断・改修の促進に努める。
- 学校施設については、施設管理者による日常点検のほか適時適切な維持修繕を行い、計画的な改修事業を行いながら施設の耐震化・長寿命化を図るとともに、必要に応じてバリアフリー化を

推進する。

## 1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

施策分野	行政機能・情報通信等 交通・物流	住宅・都市 市土保全	保健医療福祉 土地利用	環境 リスクコミュニケーション・地域づくり	産業
------	---------------------	---------------	----------------	--------------------------	----

### <脆弱性評価結果>

#### 【関係機関との連携】

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、市のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ確かな防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要がある。

#### 【道路施設の整備・維持管理等】

- 東日本大震災の際、仙台東部道路は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。防災・減災機能を強化した交通基盤を整備する必要がある。
- 集落をつなぐ市道の整備、防災・減災機能を強化した交通基盤の構築など、災害時にも機能する重要な交通インフラの整備を進める必要がある。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。

#### 【公園等の安全確保】

- 災害発生時の避難場所となる公園等については、避難者の二次災害防止の観点からも、安全な利用環境を確保する必要があり、岩沼市公園施設長寿命化計画等に基づき施設の適切な維持管理・更新を行う必要がある。
- 沿岸部における都市公園においては、災害時の津波発生等も想定して、公園利用者の安全確保を図る必要がある。

#### 【災害に強いまちづくり】

- 東日本大震災では、東部地区においては、地震による被害に加え、大規模な津波により、更に甚大な被害を受けており、原形復旧による復興は極めて困難な状況に陥った。このため、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

#### 【震災の記録と伝承】

- 東日本大震災は、巨大な津波が沿岸市町に甚大な被害をもたらし、多数の死者・行方不明者を出した。この経験と教訓を風化させることなく後世や他地域に伝承していくため、今後も引き続き、震災の経験と教訓を広く市内外に情報発信する必要がある。

#### 【地域住民等に対する通信手段の整備】

- 確実に地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び避難訓練が必要である。津波襲来のおそれがある場合、過去の経験や想定にとらわれず、あらゆる手段を使って避難することを徹底することが極めて重要である。

#### 【防災教育の推進】

- 減災対策としては、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び避難訓練が必要である。
- 市内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には、安全担当主幹教諭を配置しており、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の充実に努めている。今後は、防災主任、安全担当主幹教諭の更なる資質向上と人材育成のため効果的な研修の機会を図る必要がある。
- 保育関係施設については、定期的に各種災害を想定した避難訓練や避難訓練を通じた防災教育に取り組んでいる。

#### <推進方針>

##### 【関係機関との連携】

- 大規模地震災害時には、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となるため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。
- 多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

##### 【道路施設の整備・維持管理等】

- 歩道を設置し、安全な歩行スペースを確保することにより、車道が通行不能な場合に徒歩での避難の際に有効となるため、関連する計画に基づき、整備の推進を図る。
- 現道の拡幅は、現状よりも車両の通行スペースが増えることから、故障車等により車両の通行を妨げる物があっても、避難や緊急車両等の通行が可能となる確率が上がるため有効である。また、不安定な法面等の対策を実施することで、通行止めの要因を除去し、通行が可能となる確率が上がるため、狭あい道路や急斜面等の整備の推進を図る。

- 舗装補修を行うことで、有事の際、緊急車両の通行に際し、車道面の通行が可能となる確率が上がるため、重要幹線や損傷の激しい道路の適切な修繕、維持管理の推進を図る。
- 橋梁等の道路施設について、避難や緊急車両通行の際に機能不全に陥らないよう定期的な点検を行い、長寿命化計画に基づき計画的な修繕や更新を図る。
- 長寿命化計画に基づく道路施設の修繕、更新を行うことで、落橋等による避難や緊急車両の通行確保に関する安全度が高まることから有効である。また、計画的なメンテナンスは、橋梁等の道路施設の致命的な被災を回避できる確率が上がるため、道路ネットワークの早期復旧に有効である。
- 医療や物資の効率的な供給、確保や防災・減災機能を強化した交通基盤の構築による災害時の緊急輸送道路や避難道路の確保に努める。

#### 【公園等の安全確保】

- 避難路、指定緊急避難場所、防災活動拠点ともなる公園等の整備促進及び配置、地域的ネットワークの形成を図る。また、公園を指定緊急避難場所とする場合は、安全な利用環境を確保する必要があり、岩沼市公園施設長寿命化計画等に基づき、施設の適切な維持管理・更新を行うとともに、必要に応じ、食料等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、防災トイレ等の整備に努める。
- 沿岸部に所在する「千年希望の丘」においては、津波発生時の一時避難場所となることから、公園利用者の安全を確保するための避難丘や防災四阿等の維持管理を適切に行う。

#### 【災害に強いまちづくり】

- 災害時における市街地の延焼防止を図るため、都市計画道路の整備、市街地内における不燃化や耐震化を推進する。
- 災害を最小限に抑えるため、自助・共助・公助による災害対応力を高め、災害に強いまちづくりを推進する。
- 緊急時の避難場所となる「千年希望の丘」など津波の多重防御施設を維持管理し減災に努めるとともに、津波の記録の伝承や防災学習の場としても活用していく。
- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図る等、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や研修の充実、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

#### 【震災の記録と伝承】

- 東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、震災の経験と教訓を広く市内外に情報発信する。
- 災害に関するモニュメントや「千年希望の丘」等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努め、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民等が災害教訓を伝承する取組を支援する。

また、「いわぬま震災語り部の会」等の伝承に寄与する活動を支援するとともに、活動を行う市民等の拡充に努める。

- 学校等教育機関、企業、NPO 等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の実施等により、市民等が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

**【地域住民等に対する通信手段の整備】**

- 宮城県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 防災行政無線（屋外拡声子局）、エフエムいわぬま、緊急告知ラジオ（防災ラジオ）、携帯電話（緊急速報メール機能等を含む。）、SNS、市ホームページ、広報車等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

**【防災教育の推進】**

- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図る等、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や研修の充実、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。
- 小中学校の防災主任、安全担当主幹教諭の更なる資質向上と人材育成のため効果的な研修機会の確保を図る。
- 市及び教育委員会は、指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- 保育関係施設については、各種災害を想定した避難訓練や避難訓練を通じた防災教育の取組を継続していく。

**1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生**

<b>施策分野</b>	行政機能・情報通信等	<b>住宅・都市</b>	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	<b>市土保全</b>	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

**<脆弱性評価結果>**

**【水害予防対策】**

- 地球温暖化に伴う気候変化は、社会基盤に大きな影響を与えており、大雨の頻度増加、台風の激化などにより、水害、土砂災害などが頻発することが懸念されている。

**【下水道等の整備等】**

- 汚水処理については、東日本大震災の際に県が管理する流域下水道の終末処理場が津波により壊滅的な被害を受け、完全復旧までに約 2 年を要し、公共下水道についても管路の破損、たわみ、マンホールの隆起などの被害が確認された。今後、大規模な自然災害が発生した場合、同様の被害の発生が懸念される。

**【河川等の適正管理】**

- 市の南端には一級河川である阿武隈川が流下し、その他市域を東西に横切るように、志賀沢川等の小河川が流下している。阿武隈川は雨期における増水が甚だしく、他の小河川は、雨期には増水、氾濫の危険を伴う特性を有している。出水の主な原因となる大雨に対して、県等と連携した改修・維持管理やソフト施策が必要である。

**<推進方針>**

**【水害予防対策】**

- 想定しうる最大規模の洪水により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

**【下水道等の整備等】**

- 地球温暖化に伴う局所的な集中豪雨及び台風の激化などによる浸水対策として、都市浸水対策未整備地区の雨水排水施設整備を推進していく。
- 雨水排水ポンプ場等が被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう対策を検討する。

**【河川等の適正管理】**

- 国、県管理の河川整備状況に合わせて、市管理河川の改修、維持管理を適切に行う。
- 確実な河川防災情報の収集、提供を行い、地域住民等への情報提供により、洪水時の警戒・避難行動を支援する。
- 市民の生命が守られるよう減災、防災対策を進め、治水安全度の更なる向上を図るための河川や遊水地などの整備、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策を講じる。

**1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生**

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

**<脆弱性評価結果>**

**【火山噴火対策】**

- 本市は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）に基づく火山災害警戒地域（噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域）には指定されていないものの、「蔵王山」から約 20 km の距離と近いことから、火山の特質を考慮しつつ、降

灰対策や避難誘導・支援者等の装備の充実を図るとともに、また、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じた必要な事業等を推進する必要がある。

- 蔵王山は国の火山災害警戒地域に指定され、近年では平成 30 年 1 月に噴火警報が発表されている。地域住民等の安全確保等を図るため、防災体制の整備を図ることが重要である。蔵王山が噴火した場合、風向きによっては降灰が予測され、南部山浄水場で水処理に支障を来す可能性がある。

#### 【土砂災害対策】

- 土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るために土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じる必要がある。
- 地籍が明確化されていない区域では、防災対策や被災後の復旧・復興に遅れが生じる恐れがあり、また、森林や農地では、円滑な管理委託・適切な維持管理等の支障となるため、防災機能を含む多面的機能の発現が阻害されることも懸念される。

#### <推進方針>

##### 【火山噴火対策】

- 国、県等と平時から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。
- 必要に応じて仙台管区気象台などの防災関係機関と連携を図り、火山予防対策の諸施策を行う。
- 有事において、速やかに仙南・仙塩広域水道との受水調整や近隣自治体による応急給水作業が行われるよう関係機関との連携強化を図る。
- 噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）を確実に入手するための複数の情報入手手段や、消防団等の避難支援等関係者に退避を指示するための通信手段（移動系無線等）、受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

##### 【土砂災害対策】

- 砂防施設の適切な維持管理、改修及び整備を推進する。また、保安林の適正な管理と整備を行い、治山対策を推進する。
- 大規模な土砂災害が発生した場合、職員のみでは迅速かつ十分な対応をとることは困難であるため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止等に努める。
- 地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資することから、必要に応じ「国土調査法第 19 条第 5 項指定」申請を行うよう働きかけるなど、地籍整備の推進を図る。

**目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ**

## 2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

### <脆弱性評価結果>

#### 【災害対応体制整備】

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
- 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことから、従前に計画していたマニュアルや実施していた訓練等により構築していた人員体制では、次々に寄せられる地域住民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要である。

### <推進方針>

#### 【災害対応体制整備】

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。応援協定の締結に当たっては、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。
- 災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備・拡充を図るものとする。また、災害時に必要となる物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・充実を図る。

## 2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

<b>施策分野</b>	行政機能・情報通信等	住宅・都市 市土保全	<b>保健医療福祉</b> 土地利用	環境 リスクコミュニケーション・地域づくり	産業
-------------	------------	---------------	-----------------------	--------------------------	----

<脆弱性評価結果>

**【道路施設の整備・維持管理等】**

- 東日本大震災の際、仙台東部道路は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。防災・減災機能を強化した交通基盤を整備する必要がある。
- 集落をつなぐ市道の整備、防災・減災機能を強化した交通基盤の構築など、災害時にも機能する重要な交通インフラの整備を進める必要がある。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。

**【保健医療】**

- 大規模な災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがある。

<推進方針>

**【道路施設の整備・維持管理等】**

- 現道の拡幅は、現状よりも車両の通行スペースが増えることから、故障車等により車両の通行を妨げる物があっても、避難や緊急車両等の通行が可能となる確率が上がるため有効である。また、不安定な法面等の対策を実施することで、通行止めの要因を除去し、通行が可能となる確率が上がるため、狭あい道路や急斜面等の整備の推進を図る。
- 舗装補修を行うことで、有事の際、緊急車両の通行に際し、車道面の通行が可能となる確率が上がるため、重要幹線や損傷の激しい道路の適切な修繕、維持管理の推進を図る。
- 橋梁等の道路施設について、避難や緊急車両通行の際に機能不全に陥らないよう定期的な点検を行い、長寿命化計画に基づき計画的な修繕や更新を図る。
- 長寿命化計画に基づく道路施設の修繕、更新を行うことで、落橋等による避難や緊急車両の通行確保に関する安全度が高まることから有効である。また、計画的なメンテナンスは、橋梁等の道路施設の致命的な被災を回避できる確率が上がるため、道路ネットワークの早期復旧に有効である。

**【保健医療】**

- 関係機関と連携し、災害時の医療機関相互の情報網を整備するとともに、災害時の情報収集方法、医療救護所及び重症患者等の処置・収容を行う病院の指定等の体制を整備する。
- 災害時における負傷者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、関係機関と連携した搬送体制を整備する。また、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターによる搬送について体制を確保しておく。

- 市は、県や医療機関等と連携し、初期医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の備蓄配備を図るとともに、災害時の調達手段の確保に努める。

### 2-3) 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

#### <脆弱性評価結果>

##### 【保健医療】

- 大規模な災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがある。

##### 【衛生対策】

- 大規模な自然災害等が発生すると、避難所において多くの避難者が長時間集団で不便な生活をすることになる。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。
- 大規模災害が発生した場合、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、市内の遺体の火葬を行うことが困難となるおそれがある。

#### <推進方針>

##### 【保健医療】

- 関係機関と連携し、災害時の医療機関相互の情報網を整備するとともに、災害時の情報収集方法、医療救護所及び重症患者等の処置・収容を行う病院の指定等の体制を整備する。
- 災害時における負傷者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、関係機関と連携した搬送体制を整備する。また、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターによる搬送について体制を確保しておく。
- 市は、県や医療機関等と連携し、初期医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の備蓄配備を図るとともに、災害時の調達手段の確保に努める。

##### 【衛生対策】

- 避難所における感染症の感染拡大を防ぐため、防災訓練等により感染症予防対策の周知を図るとともに、避難所運営マニュアルの更新に努める。
- 県内市町村や他都道府県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等に努める。

### 2-4) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

【物資等の確保】

- 東日本大震災の経験を踏まえ、救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
- 県、物流事業者等と連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。

<推進方針>

【物資等の確保】

- 保有する施設・設備について、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるとともに、物資の調達が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。
- 支援物資等を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。
- スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。
- 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

【帰宅困難者対策】

- 大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、その活動のために使用される幹線道路の交通の支障になる懸念がある帰宅困難者の発生を抑制するため、また、駅周辺など帰宅困難者が多く集まって混乱状況になったり、受け入れる建物の確保に苦慮するような事態になったりすることを防ぐため、帰宅困難者対策を行う必要がある。

<推進方針>

【帰宅困難者対策】

- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認方法について、平常時から積極的に広報し、市民、企業等、学校等、関係団体等への周知を図る。
- 公共施設等の備蓄の確保を進めるとともに、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。
- 関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を検討する。また、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。

## 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策分野	行政機能・情報通信等 交通・物流	住宅・都市 市土保全	保健医療福祉 土地利用	環境 リスクコミュニケーション・地域づくり	産業
------	---------------------	---------------	----------------	--------------------------	----

### <脆弱性評価結果>

#### 【衛生対策】

- 大規模な自然災害等が発生すると、避難所において多くの避難者が長時間集団で不便な生活をするようになる。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。
- 東日本大震災の教訓として、地震によるもののほか津波により多くの災害廃棄物が発生し、廃棄物処理に相当の時間を要したことから、衛生対策に留意する必要がある。

### <推進方針>

#### 【衛生対策】

- 避難所における感染症の感染拡大を防ぐため、防災訓練等により感染症予防対策の周知を図るとともに、避難所運営マニュアルの更新に努める。
- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取組を行う。
- 廃棄物処理活動が円滑かつ迅速に行われるよう、広域処理も含めた災害廃棄物計画の策定及び処理・処分体制の確立を図る。

## 目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

### 3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策分野	行政機能・情報通信等 交通・物流	住宅・都市 市土保全	保健医療福祉 土地利用	環境 リスクコミュニケーション・地域づくり	産業
------	---------------------	---------------	----------------	--------------------------	----

## <脆弱性評価結果>

### 【業務継続性の確保】

- 災害の影響により行政機能が低下する状況であっても、市民に最も近い基礎自治体として、市民生活への影響を最小限に抑制しなければならない。
- 大規模災害に備え、復電まで持続する非常用発電設備の整備が必要である。また、水害により非常用発電機等が浸水することなく復電まで電力が供給されるよう設備の設置が必要である。
- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
- 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことから、従前に計画していたマニュアルや実施していた訓練等により構築していた人員体制では、次々に寄せられる地域住民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要である。

## <推進方針>

### 【業務継続性の確保】

- 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定するとともに、適宜見直し・更新を行う。また、その運用・継続的改善を含む業務継続マネジメント（BCM）を行い、業務継続性の確保を図る。
- 県及び関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- ICT-BCP（ICT 業務継続計画）はシステム環境の変化に対してできる限り最新の状態を保ち、実効性を維持していくことが重要であるため、チェックリストを用いて定期的な見直しを図り、常に正確性と最新性を維持するものとする。
- 発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用燃料の確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の

実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 複合災害時に備え、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

施策分野	行政機能・情報通信等 交通・物流	住宅・都市 市土保全	保健医療福祉 土地利用	環境 リスクコミュニケーション・地域づくり	産業
------	---------------------	---------------	----------------	--------------------------	----

#### <脆弱性評価結果>

##### 【企業等の防災対策の推進】

- 企業等は、地域の経済活動や雇用を担う主体として、社会に必要な製品・サービスの供給責任を果たすべき主体として、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、その運用・継続的改善を含む事業継続マネジメント（BCM）を行うよう努める必要がある。

#### <推進方針>

##### 【企業等の防災対策の推進】

- 県等と連携し、企業等が地域コミュニティの構成員であるとの認識のもと、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。
- 県、関係機関等と連携し、企業等の防災及び事業継続の取組に資する情報の提供等を行うとともに、企業等の防災対策の推進や事業継続計画（BCP）の策定及びその運用・継続的改善を含む事業継続マネジメント（BCM）について、企業等へ可能な支援を行い、また、企業からの要望への対応に取り組む。

### 4-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

【危険物施設等の災害予防対策】

- 災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、多大の被害を及ぼすおそれがあることから、災害予防対策を進める必要がある。

【有害物質対策】

- 大規模自然災害の発生に伴う有害物質の拡散、流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。

<推進方針>

【危険物施設等の災害予防対策】

- 消防本部等の関係機関と連携し、各施設の自主保安体制の充実・強化、災害対策と防災教育を進め、危険物等による災害の未然防止を推進する。また、自主防災組織や消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

【有害物質対策】

- 工場・事業場などからのばい煙・粉じんなどによる大気汚染や悪臭を低減させるための指導、大気環境の監視体制の充実などに取り組むほか、事業者への排水対策の指導や家庭での生活排水対策を進める。また、廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するため監視を行い、有害化学物質など環境汚染や環境問題に関する情報収集に努め、市民に対する情報提供に努める。

4-3) 食料等の安定供給の停滞

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

【物資等の確保】

- 東日本大震災の経験を踏まえ、救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
- 県、物流事業者等と連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。

【交通基盤の維持等】

- 東日本大震災の際、仙台東部道路等は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。災害時にも機能する交通基盤の整備を進める必要がある。

- 集落をつなぐ市道の整備、防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する交通基盤の整備を進める必要がある。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。

#### 【農業生産基盤の保全】

- 大規模災害の発生により、農業生産基盤、林道施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜被害や、燃料・電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害（二次災害）発生のおそれがある。

#### <推進方針>

##### 【物資等の確保】

- 保有する施設・設備について、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるとともに、物資の調達相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。
- スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

##### 【交通基盤の維持等】

- 主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、交通安全施設の整備を推進する。
- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進する。
- 民間団体等と協定を締結するなど、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等を確保できる体制を整備する。
- 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。

- 橋梁、構造物等の施設について、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図る。

**【農業生産基盤の保全】**

- 農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。
- 地域住民との協働により、担い手への農地集積を行うことや排水路や排水機場等の施設の適切な維持管理を通して、農用地の保全を図る。また、老朽化が進んでいる用水路等の土地改良施設の維持、保全に努めるほか、有害鳥獣対策を進める。

**4-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大**

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

**<脆弱性評価結果>**

**【砂防・治山・河川等管理】**

- 市の南端には一級河川である阿武隈川が流下し、その他市域を東西に横切るように、志賀沢川等の小河川が流下している。阿武隈川は雨期における増水が甚だしく、他の小河川は、雨期には増水、氾濫の危険を伴う特性を有している。出水の主な原因となる大雨に対して、県等と連携した改修・維持管理やソフト施策が必要である。
- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念される。被災の可能性のある農業用ため池や排水機場、排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要があり、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。
- 決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクが高いため池について、点検・調査結等に基づくハード及びソフト対策を実施する必要がある。
- 調整池について、その流域のもつ保水機能を確保し洪水対策を講じる必要がある。

**【農地・森林等の荒廃対策】**

- 農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農産物の安定供給はもとより、国土の保全や環境保全等、農地の持つ多面的機能を持つ資源であるが、農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地の増加が懸念される。
- 森林整備を着実かつ合理的に推進していくためには、その基盤である林道、作業道等の路網整備を推進するとともに、森林施業の集約化が必要となる。また、林業生産活動を通じ、森林資源の質的な充実、水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮、温室効果ガス削減に資するためにも健全な森林整備及び保全の一層の推進が必要である。

<推進方針>

【砂防・治山・河川等管理】

- 確実な河川防災情報の収集、提供を行い、地域住民等への情報提供により、浸水時の警戒・避難行動を支援する。
- 市民の生命が守られるよう減災、防災対策を進め、治水安全度の更なる向上を図るための河川や遊水地などの整備、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策を講じる。
- 劣化原因の調査や健全度調査を実施した上で必要に応じて予防保全や長寿命化に向けた対策を実施する。
- 県と連携を図りながら、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について、早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。その他のため池や排水機場、排水路等についても、災害対応力の強化に向けて、耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立などの防災対策等を推進する。
- 近年の水害リスクの増大に対応するため、調整池等の維持・管理の徹底により河川への流出抑制対策等や流域の特性を踏まえた水害に強い地域づくりを推進する。

【農地・森林等の荒廃対策】

- 地域住民との協働により、担い手への農地集積を行うことや排水路や排水機場等の施設の適切な維持管理を通して、農用地の保全を図る。また、老朽化が進んでいる用水路等の土地改良施設の維持、保全に努めるほか、有害鳥獣対策を進める。
- 森林の有する機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図るなど、適切な森林整備を推進する。

**目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない**

**5-1) デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大**

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

【情報通信体制の整備】

- 地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難態勢をとるための情報伝達体制の構築に向けて、全国瞬時警報システムや防災行政無線システム等の各種災害情報システ

ムを運用している。現在運用している各システムの更なる情報伝達の多様化・高速化により防災・避難態勢に万全を期す必要がある。

- 大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話の不通又は発信規制や輻輳といった事態が予想される。
- 災害時にも情報通信手段として期待できるWeb会議システムのほか、行政のデジタル化について、環境整備に取り組む必要がある。
- 学校が臨時休業となっても学習に取り組めるよう、ICTを活用した情報教育環境の整備が必要である。

#### <推進方針>

##### 【情報通信体制の整備】

- 「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」により、地震・津波・風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に県に報告すると同時に、必要な情報を確認する。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化する情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。
- 非常時・災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システムの運用を行う。
- 県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業等、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用燃料の確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。
- 災害時における大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバー負荷の軽減のため、サーバーの分散を図る。なお、サーバーについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、安全性のある堅固な場所への設置に努める。
- 外部人材の活用などにより行政のデジタル化を推進するとともに、災害時にも必要に応じてWeb会議システム等が活用できるよう、環境整備を図る。
- 学校が臨時休業となってもオンライン学校や授業、課題への取組が可能な情報通信教育環境の整備を進める。

## 5-2) 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

### <脆弱性評価結果>

#### 【エネルギー確保対策】

- 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害時における実効性の高い燃料確保の取組を行うため、平成 29 年 1 月、宮城県仙南第 3 LP ガス協議会、一般社団法人宮城県 LP ガス協議会と「災害時における LP ガス等の供給及び支援に関する協定」を締結している。燃料不足が災害対応活動や市民生活へ及ぼす影響を軽減するため、関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築が必要である。
- ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する必要があるほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
- 災害時、各家庭等での自主電源として使用可能な再生可能エネルギー発電設備の導入を促進する必要がある。

### <推進方針>

#### 【エネルギー確保対策】

- 燃料不足が災害対応活動や市民生活へ及ぼす影響を軽減するため、関連業界団体と連携した燃料供給体制を構築していく。
- 保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め、自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- 電力の供給途絶時にも有効な太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の普及拡大を図る。

## 5-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

### <脆弱性評価結果>

#### 【上下水道の耐震化等】

- 東日本大震災では、市内全域で断水（1.6 万戸）し、給水車等により応急給水活動を行った。その後、電力の復旧・水道施設の復旧作業を経て一部地域を除き通水が完了するまで 2 週間以上を要した。

- 水道施設について、施設の老朽化が進み、基幹管路における耐震化も十分になされているとは言えない状況である。
- 汚水処理については、東日本大震災の際に県が管理する流域下水道の終末処理場が津波により壊滅的な被害を受け、完全復旧までに約2年を要し、公共下水道についても管路の破損、たわみ、マンホールの隆起などの被害が確認された。今後、大規模な自然災害が発生した場合、同様の被害の発生が懸念される。

<推進方針>

【上下水道の耐震化等】

- 強靱な水道施設を構築するため、管路の耐震化や改良を進め、水道の基盤強化を図る。また、水道用水について、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行う。
- 上下水道システムの急所施設（その施設が機能を失うとシステム全体が機能を失ってしまう最重要施設）や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を計画的・集中的に推進していく。
- 県が管理する汚水処理場については、県と連携し、代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所用の対策を講じる。
- 下水道施設に求められる信頼性と効率性を確保するため、耐震化を含めたストックマネジメント計画に基づく施設の改築更新を実施していく。

5-4) 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

【交通基盤の維持等】

- 東日本大震災の際、仙台東部道路等は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。災害時にも機能する交通基盤の整備を進める必要がある。

- 集落をつなぐ市道の整備、防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する交通基盤の整備を進める必要がある。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。

#### 【道路施設の整備・維持管理等】

- 東日本大震災の際、仙台東部道路は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。防災・減災機能を強化した交通基盤を整備する必要がある。
- 集落をつなぐ市道の整備、防災・減災機能を強化した交通基盤の構築など、災害時にも機能する重要な交通インフラの整備を進める必要がある。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。

#### <推進方針>

##### 【交通基盤の維持等】

- 主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、交通安全施設の整備を推進する。
- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の障害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進する。
- 民間団体等と協定を締結するなど、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等を確保できる体制を整備する。
- 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 橋梁、構造物等の施設について、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図る。

##### 【道路施設の整備・維持管理等】

- 橋梁等の道路施設について、避難や緊急車両通行の際に機能不全に陥らないよう定期的な点検を行い、長寿命化計画に基づき計画的な修繕や更新を図る。

- 長寿命化計画に基づく道路施設の修繕、更新を行うことで、落橋等による避難や緊急車両の通行確保に関する安全度が高まることから有効である。また、計画的なメンテナンスは、橋梁等の道路施設の致命的な被災を回避できる確率が上がるため、道路ネットワークの早期復旧に有効である。

## 目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

#### <脆弱性評価結果>

##### 【農地・森林等の荒廃対策】

- 農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農産物の安定供給はもとより、国土の保全や環境保全等、農地の持つ多面的機能を持つ資源であるが、農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地の増加が懸念される。
- 森林整備を着実かつ合理的に推進していくためには、その基盤である林道、作業道等の路網整備を推進するとともに、森林施業の集約化が必要となる。また、林業生産活動を通じ、森林資源の質的な充実、水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮、温室効果ガス削減に資するためにも健全な森林整備及び保全の一層の推進が必要である。

##### 【住宅対策】

- 東日本大震災では、事前選定候補地から用地を選定し、県及び（一社）プレハブ建築協会と連携しながら、早期にプレハブ仮設住宅の建設に着手することができた。災害公営住宅の整備については、防災集団移転地外の用地を取得し、県との協定締結により連携し整備することができた。応急仮設住宅の確保については、今後も引き続き、平時から関係団体と連携し、非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。

##### 【自助・共助の取組の推進】

- 大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。
- これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっている。地域包括支援センターを中心とした地域で見守る体制づく

りのほか、NPO やボランティアによる地域活動や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められている。

- 災害発生時においては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われる必要がある。
- 外国人の言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行う必要がある。

#### 【災害廃棄物等への対応】

- 大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

#### <推進方針>

##### 【農地・森林等の荒廃対策】

- 地域住民との協働により、担い手への農地集積を行うことや排水路や排水機場等の施設の適切な維持管理を通して、農用地の保全を図る。また、老朽化が進んでいる用水路等の土地改良施設の維持、保全に努めるほか、有害鳥獣対策を進める。
- 森林の有する機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図るなど、適切な森林整備を推進する。

##### 【住宅対策】

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害、高潮等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県が協定を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

##### 【自助・共助の取組の推進】

- 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進し、また、地域住民等が地域防災の担い手となる環境の確保を図る。
- 地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行うとともに、ボランティアや NPO 活動を支援する。
- 保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行う。

- 多言語での情報提供や相談体制の整備、気軽に集まることのできる場の提供による情報交換や文化交流の推進により、多文化共生社会の形成を促進する。

**【災害廃棄物等への対応】**

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確認するための取組を行う。
- 廃棄物処理活動が円滑かつ迅速に行われるよう、広域処理も含めた災害廃棄物計画の策定及び処理・処分体制の確立を図る。

**6-2) 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

**【復旧・復興を担う人材の確保】**

- 大規模な土砂災害が発生した場合は、職員のみでの迅速かつ十分な対応をとることは困難であり、砂防ボランティアによる支援が必要である。
- 東日本大震災では、事前選定候補地から用地を選定し、県及び（一社）プレハブ建築協会と連携しながら、早期にプレハブ仮設住宅の建設に着手することができた。災害公営住宅の整備については、防災集団移転地外の用地を取得し、県との協定締結により連携し整備することができた。応急仮設住宅の確保については、今後も引き続き、平時から関係団体と連携し、非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。

<推進方針>

**【復旧・復興を担う人材の確保】**

- 大規模な土砂災害が発生した場合、職員のみでは迅速かつ十分な対応をとることは困難であるため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止等に努める。
- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害、高潮等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県が協定を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

**6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

**【災害廃棄物等への対応】**

- 大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

**<推進方針>**

**【災害廃棄物等への対応】**

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取組を行う。
- 廃棄物処理活動が円滑かつ迅速に行われるよう、広域処理も含めた災害廃棄物計画の策定及び処理・処分体制の確立を図る。

**6-4) 長期にわたる孤立地域等の発生、被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態**

<b>施策分野</b>	行政機能・情報通信等	<b>住宅・都市</b>	<b>保健医療福祉</b>	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

**<脆弱性評価結果>**

**【自助・共助の取組の推進】**

- 大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。
- これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっている。地域包括支援センターを中心とした地域で見守る体制づくりのほか、NPO やボランティアによる地域活動や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められている。
- 災害発生時には、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われる必要がある。
- 外国人の言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語での資料提供などを行う必要がある。

**【住宅対策】**

- 東日本大震災では、事前選定候補地から用地を選定し、県及び（一社）プレハブ建築協会と連携しながら、早期にプレハブ仮設住宅の建設に着手することができた。災害公営住宅の整備については、防災集団移転地外の用地を取得し、県との協定締結により連携し整備することができた。応急仮設住宅の確保については、今後も引き続き、平時から関係団体と連携し、非常時の役

割分担等について協議・調整を図るとともに、整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。

#### 【被災者支援策】

- 災害発生時においては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者のこころのケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備に取り組む必要がある。
- 災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう市社会福祉協議会や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。

#### <推進方針>

##### 【自助・共助の取組の推進】

- 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進し、また、地域住民等が地域防災の担い手となる環境の確保を図る。
- 地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行うとともに、ボランティアや NPO 活動を支援する。
- 保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行う。
- 多言語での情報提供や相談体制の整備、気軽に集まることのできる場の提供による情報交換や文化交流の推進により、多文化共生社会の形成を促進する。

##### 【住宅対策】

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害、高潮等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県が協定を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

##### 【被災者支援策】

- 平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討を進める。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、ガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備に取り組む。

- 要配慮者に対する安否確認や避難支援に取り組むため、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定を支援するとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう関係団体等と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。

**6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

【文化財保護】

- 東日本大震災では、市内に所在する指定・登録文化財も大きな被害を受けたが、関係者と連携した文化財レスキュー等により、多くの文化財を救出することができた。文化財を保護するため、日頃からの現状把握や情報共有、所有者への指導・助言等を行っているが、所有者の世代交代や現地調査不足から現状を把握できていない文化財もあるため、調査や指導等の方法を検討する必要がある。また、台風・大雨による被害が全国的に発生していることから浸水対策に取り組むとともに、文化財を火災から守るための防火対策にも取り組む必要がある。併せて、後継者不足や地域コミュニティ衰退による喪失のおそれがある無形民俗文化財の保護や、東日本大震災の津波によって被害を受けた沿岸部の歴史的景観や環境的資産の保護についても、引き続き取り組む必要がある。

<推進方針>

【文化財保護】

- 国及び県とともに、文化財の現状把握や所有者・関係機関との情報共有、所有者への指導・助言、防火対策・浸水対策に取り組む。また、災害発生時の迅速な被害状況の把握、関係者との連携によるレスキュー活動が行えるよう平常時から取り組むとともに、救出した資料の特性に合わせた応急処置の技術や専門知識の習得に努める。

**6-6) 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態**

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

【住宅対策】

- 東日本大震災では、事前選定候補地から用地を選定し、県及び（一社）プレハブ建築協会と連携しながら、早期にプレハブ仮設住宅の建設に着手することができた。災害公営住宅の整備につ

いては、防災集団移転地外の用地を取得し、県との協定締結により連携し整備することができた。応急仮設住宅の確保については、今後も引き続き、平時から関係団体と連携し、非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。

<推進方針>

【住宅対策】

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害、高潮等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県が協定を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

6-7) 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響

施策分野	行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	市土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり	

<脆弱性評価結果>

【産業復興の支援】

- 災害発生時は生産力の回復遅れ等による市経済への影響が想定されることから、雇用維持等に対応するため、各種融資など、支援策を充実させる必要がある。

【企業等の防災対策の推進】

- 企業等は、地域の経済活動や雇用を担う主体として、社会に必要な製品・サービスの供給責任を果たすべき主体として、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、その運用・継続的改善を含む事業継続マネジメント（BCM）を行うよう努める必要がある。

<推進方針>

【産業復興の支援】

- 県、関係機関等と連携し、中小企業者や農林業者等に対する各種融資が円滑に行われるよう、制度の周知など、災害復旧・復興と経営の維持安定を図るための支援策の充実に努める。

【企業等の防災対策の推進】

- 県等と連携し、企業等が地域コミュニティの構成員であるとの認識のもと、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
- 県、関係機関等と連携し、企業等の防災及び事業継続の取組に資する情報の提供等を行うとともに、企業等の防災対策の推進や事業継続計画（BCP）の策定及びその運用・継続的改善を含む事業継続マネジメント（BCM）について、企業等へ可能な支援を行い、また、企業からの要望への対応に取り組む。



## 第4章 施策分野別の推進方針

第3章のリスクシナリオ別の推進方針を施策分野別にまとめた国土強靱化施策（施策分野別）の推進方針は次のとおりである。

### 1 行政機能・情報通信等

#### 関係機関との連携

##### リスクシナリオ：1-2)

- 大規模地震災害時には、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となるため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。
- 多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

#### 地域住民等に対する通信手段の整備

##### リスクシナリオ：1-2)

- 宮城県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 防災行政無線（屋外拡声子局）、エフエムいわぬま、緊急告知ラジオ（防災ラジオ）、携帯電話（緊急速報メール機能等を含む。）、SNS、市ホームページ、広報車等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

#### 火山噴火対策

##### リスクシナリオ：1-4)

- 国、県等と平時から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。
- 必要に応じて仙台管区気象台などの防災関係機関と連携を図り、火山予防対策の諸施策を行う。
- 有事において、速やかに仙南・仙塩広域水道との受水調整や近隣自治体による応急給水作業が

行われるよう関係機関との連携強化を図る。

- 噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）を確実に入手するための複数の情報入手手段や、消防団等の避難支援等関係者に退避を指示するための通信手段（移動系無線等）、受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

### 災害対応体制整備

#### リスクシナリオ：2-1)

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。応援協定の締結に当たっては、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。
- 災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備・拡充を図るものとする。また、災害時に必要となる物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・充実を図る。

### 物資等の確保

#### リスクシナリオ：2-4)

- 保有する施設・設備について、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるとともに、物資の調達に相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。
- 支援物資等を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。
- スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。
- 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

### 帰宅困難者対策

#### リスクシナリオ：2-5)

- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認方法について、平常時から積極的に広報し、市民、企業等、学校等、関係団体等への周知を図る。
- 公共施設等の備蓄の確保を進めるとともに、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。
- 関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を検討する。また、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。

### 業務継続性の確保

#### リスクシナリオ：3-1)

- 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定するとともに、適宜見直し・更新を行う。また、その運用・継続的改善を含む業務継続マネジメント（BCM）を行い、業務継続性の確保を図る。
- 県及び関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- ICT-BCP（ICT 業務継続計画）はシステム環境の変化に対してできる限り最新の状態を保ち、実効性を維持していくことが重要であるため、チェックリストを用いて定期的な見直しを図り、常に正確性と最新性を維持するものとする。
- 発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用燃料の確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。
- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 複合災害時に備え、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 情報通信体制の整備

#### リスクシナリオ：5-1)

- 「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」により、地震・津波・風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に県に報告すると同時に、必要な情報を確認する。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化する情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。
- 非常時・災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システムの運用を行う。
- 県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業等、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の取集体制の整備に努める。
- 発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用燃料の確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。
- 災害時における大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバー負荷の軽減のため、サーバーの分散を図る。なお、サーバーについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、安全性のある堅固な場所への設置に努める。
- 外部人材の活用などにより行政のデジタル化を推進するとともに、災害時にも必要に応じて Web 会議システム等が活用できるよう、環境整備を図る。
- 学校が臨時休業となってもオンライン学校や授業、課題への取組が可能な情報通信教育環境の整備を進める。

### エネルギー確保対策

#### リスクシナリオ：5-2)

- 燃料不足が災害対応活動や市民生活へ及ぼす影響を軽減するため、関連業界団体と連携した燃料供給体制を構築していく。
- 保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め、自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

### 復旧・復興を担う人材の確保

#### リスクシナリオ：6-2)

- 大規模な土砂災害が発生した場合、職員のみでは迅速かつ十分な対応をとることは困難であるため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止等に努める。

## 2 住宅・都市

### 住宅の耐震化・長寿命化等

#### リスクシナリオ：1-1)

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、広報等により、普及啓発を行うとともに、国の取組により策定した住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、助成事業の実施と拡充に努める。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、国の防災・安全交付金や住宅市街地総合整備事業費補助等を活用した事業を推進する。

### 多数の者が利用する建築物の耐震化・長寿命化等

#### リスクシナリオ：1-1)

- 市所有の建築物については、施設管理者による日常点検のほか適時適切な維持修繕を行うとともに、計画的な改修事業を行いながら施設の長寿命化を図る。
- 民間建築物については、県と連携し既存建築物の耐震診断・改修の促進に努める。
- 学校施設については、施設管理者による日常点検のほか適時適切な維持修繕を行い、計画的な改修事業を行いながら施設の耐震化・長寿命化を図るとともに、必要に応じてバリアフリー化を推進する。

### 公園等の安全確保

#### リスクシナリオ：1-2)

- 災害時に避難場所となる公園については、公園施設の日常点検を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により健全度を確認し、早期の修繕・更新により安全な利用環境を確保する。
- 沿岸部に所在する「千年希望の丘」においては、津波発生時の一時避難場所となることから、公園利用者の安全を確保するための避難丘や防災四阿等の維持管理を適切に行う。

## 災害に強いまちづくり

### リスクシナリオ：1-2)

- 災害時における市街地の延焼防止を図るため、都市計画道路の整備、市街地内における不燃化や耐震化を推進する。
- 災害を最小限に抑えるため、自助・共助・公助による災害対応力を高め、災害に強いまちづくりを推進する。
- 緊急時の避難場所となる「千年希望の丘」など津波の多重防御施設を維持管理し減災に努めるとともに、津波の記録の伝承や防災学習の場としても活用していく。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、地図情報等の整備による災害低減対策を進めるほか、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、緊急避難場所や避難路の整備などまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

## 下水道等の整備等

### リスクシナリオ：1-3)

- 地球温暖化に伴う局所的な集中豪雨及び台風の激化などによる浸水対策として、都市浸水対策未整備地区の雨水排水施設整備を推進していく。
- 雨水排水ポンプ場等が被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう対策を検討する。

## 上下水道の耐震化等

### リスクシナリオ：5-3)

- 強靱な水道施設を構築するため、管路の耐震化や改良を進め、水道の基盤強化を図る。また、水道用水について、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行う。
- 上下水道システムの急所施設（その施設が機能を失うとシステム全体が機能を失ってしまう最重要施設）や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を計画的・集中的に推進していく。
- 県が管理する污水处理場については、県と連携し、代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所用の対策を講じる。
- 下水道施設に求められる信頼性と効率性を確保するため、耐震化を含めたストックマネジメント計画に基づく施設の改築更新を実施していく。

## 住宅対策

### リスクシナリオ：6-1)、6-4)、6-6)

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害、高潮等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県が協定を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

### 文化財保護

#### リスクシナリオ：6-5)

- 国及び県とともに、文化財の現状把握や所有者・関係機関との情報共有、所有者への指導・助言、防火対策・浸水対策に取り組む。また、災害発生時の迅速な被害状況の把握、関係者との連携によるレスキュー活動が行えるよう平常時から取り組むとともに、救出した資料の特性に合わせた応急処置の技術や専門知識の習得に努める。

## 3 保健医療福祉

### 道路施設の整備・維持管理等

#### リスクシナリオ：2-2)

- 現道の拡幅は、現状よりも車両の通行スペースが増えることから、故障車等により車両の通行を妨げる物があっても、避難や緊急車両等の通行が可能となる確率が上がるため有効である。また、不安定な法面等の対策を実施することで、通行止めの要因を除去し、通行が可能となる確率が上がるため、狭あい道路や急斜面等の整備の推進を図る。
- 舗装補修を行うことで、有事の際、緊急車両の通行に際し、車道面の通行が可能となる確率が上がるため、重要幹線や損傷の激しい道路の適切な修繕、維持管理の推進を図る。
- 橋梁等の道路施設について、避難や緊急車両通行の際に機能不全に陥らないよう定期的な点検を行い、長寿命化計画に基づき計画的な修繕や更新を図る。
- 長寿命化計画に基づく道路施設の修繕、更新を行うことで、落橋等による避難や緊急車両の通行確保に関する安全度が高まることから有効である。また、計画的なメンテナンスは、橋梁等の道路施設の致命的な被災を回避できる確率が上がるため、道路ネットワークの早期復旧に有効である。

### 保健医療

#### リスクシナリオ：2-2)、2-3)

- 関係機関と連携し、災害時の医療機関相互の情報網を整備するとともに、災害時の情報収集方法、医療救護所及び重症患者等の処置・収容を行う病院の指定等の体制を整備する。
- 災害時における負傷者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、関係機関と連携した搬送体制を整備する。また、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターによる搬送について体制を確保しておく。

- 市は、県や医療機関等と連携し、初期医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の備蓄配備を図るとともに、災害時の調達手段の確保に努める。

#### 衛生対策

リスクシナリオ：2-3)、2-6)

- 避難所における感染症の感染拡大を防ぐため、防災訓練等により感染症予防対策の周知を図るとともに、避難所運営マニュアルの更新に努める。
- 県内市町村や他都道府県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等に努める。

#### 自助・共助の取組の推進

リスクシナリオ：6-1)、6-4)

- 保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行う。

#### 被災者支援策

リスクシナリオ：6-4)

- 平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討を進める。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、ガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備に取り組む。
- 要配慮者に対する安否確認や避難支援に取り組むため、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定を支援するとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう関係団体等と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。

## 4 環境

#### 衛生対策

リスクシナリオ：2-3)、2-6)

- 避難所における感染症の感染拡大を防ぐため、防災訓練等により感染症予防対策の周知を図るとともに、避難所運営マニュアルの更新に努める。
- 県内市町村や他都道府県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等に努める。
- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取組を行う。
- 廃棄物処理活動が円滑かつ迅速に行われるよう、広域処理も含めた災害廃棄物計画の策定及び処理・処分体制の確立を図る。

#### 有害物質対策

リスクシナリオ：4-2)

- 工場・事業場などからのばい煙・粉じんなどによる大気汚染や悪臭を低減させるための指導、大気環境の監視体制の充実などに取り組むほか、事業者への排水対策の指導や家庭での生活排水対策を進める。また、廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するため監視を行い、有害化学物質など環境汚染や環境問題に関する情報収集に努め、市民に対する情報提供に努める。

#### **エネルギー確保対策**

リスクシナリオ：5-2)

- 電力の供給途絶時にも有効な太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の普及拡大を図る。

#### **災害廃棄物等への対応**

リスクシナリオ：6-1)、6-3)

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取組を行う。
- 廃棄物処理活動が円滑かつ迅速に行われるよう、広域処理も含めた災害廃棄物計画の策定及び処理・処分体制の確立を図る。

## **5 産業**

#### **企業等の防災対策の推進**

リスクシナリオ：4-1)、6-7)

- 県等と連携し、企業等が地域コミュニティの構成員であるとの認識のもと、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。
- 県、関係機関等と連携し、企業等の防災及び事業継続の取組に資する情報の提供等を行うとともに、企業等の防災対策の推進や事業継続計画（BCP）の策定及びその運用・継続的改善を含む事業継続マネジメント（BCM）について、企業等へ可能な支援を行い、また、企業からの要望への対応に取り組む。

#### **危険物施設等の災害予防対策**

リスクシナリオ：4-2)

- 消防本部等の関係機関と連携し、各施設の自主保安体制の充実・強化、災害対策と防災教育を進め、危険物等による災害の未然防止を推進する。また、自主防災組織や消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

#### **農業生産基盤の保全**

リスクシナリオ：4-3)

- 農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。
- 地域住民との協働により、担い手への農地集積を行うことや排水路や排水機場等の施設の適切な維持管理を通して、農用地の保全を図る。また、老朽化が進んでいる用水路等の土地改良施設の維持、保全に努めるほか、有害鳥獣対策を進める。

#### **農地・森林等の荒廃対策**

##### **リスクシナリオ：4-4)、6-1)**

- 地域住民との協働により、担い手への農地集積を行うことや排水路や排水機場等の施設の適切な維持管理を通して、農用地の保全を図る。また、老朽化が進んでいる用水路等の土地改良施設の維持、保全に努めるほか、有害鳥獣対策を進める。
- 森林の有する機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図るなど、適切な森林整備を推進する。

#### **産業復興の支援**

##### **リスクシナリオ：6-7)**

- 県、関係機関等と連携し、中小企業者や農林業者等に対する各種融資が円滑に行われるよう、制度の周知など、災害復旧・復興と経営の維持安定を図るための支援策の充実に努める。

## **6 交通・物流**

#### **道路施設の整備・維持管理等**

##### **リスクシナリオ：1-2)、2-2)、5-4)**

- 歩道を設置し、安全な歩行スペースを確保することにより、車道が通行不能な場合に徒歩での避難の際に有効となるため、関連する計画に基づき、整備の推進を図る。
- 現道の拡幅は、現状よりも車両の通行スペースが増えることから、故障車等により車両の通行を妨げる物があっても、避難や緊急車両等の通行が可能となる確率が上がるため有効である。また、不安定な法面等の対策を実施することで、通行止めの要因を除去し、通行が可能となる確率が上がるため、狭あい道路や急斜面等の整備の推進を図る。
- 舗装補修を行うことで、有事の際、緊急車両の通行に際し、車道面の通行が可能となる確率が上がるため、重要幹線や損傷の激しい道路の適切な修繕、維持管理の推進を図る。
- 橋梁等の道路施設について、避難や緊急車両通行の際に機能不全に陥らないよう定期的な点検を行い、長寿命化計画に基づき計画的な修繕や更新を図る。

- 長寿命化計画に基づく道路施設の修繕、更新を行うことで、落橋等による避難や緊急車両の通行確保に関する安全度が高まることから有効である。また、計画的なメンテナンスは、橋梁等の道路施設の致命的な被災を回避できる確率が上がるため、道路ネットワークの早期復旧に有効である。
- 医療や物資の効率的な供給、確保や防災・減災機能を強化した交通基盤の構築による災害時の緊急輸送道路や避難道路の確保に努める。

### 物資等の確保

#### リスクシナリオ：2-4)、4-3)

- 保有する施設・設備について、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるとともに、物資の調達に相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。
- スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

### 交通基盤の維持等

#### リスクシナリオ：4-3)、5-4)

- 主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、交通安全施設の整備を推進する。
- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進する。
- 民間団体等と協定を締結するなど、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等を確保できる体制を整備する。
- 緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 橋梁、構造物等の施設について、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図る。

## 7 市土保全

### 河川等の適正管理

#### リスクシナリオ：1-3)

- 国、県管理の河川整備状況に合わせて、市管理河川の改修、維持管理を適切に行う。
- 確実な河川防災情報の収集、提供を行い、地域住民等への情報提供により、洪水時の警戒・避難行動を支援する。
- 市民の生命が守られるよう減災、防災対策を進め、治水安全度の更なる向上を図るための河川や遊水地などの整備、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策を講じる。

### 土砂災害対策

#### リスクシナリオ：1-4)

- 砂防施設の適切な維持管理、改修及び整備を推進する。また、保安林の適正な管理と整備を行い、治山対策を推進する。
- 大規模な土砂災害が発生した場合、職員のみでは迅速かつ十分な対応をとることは困難であるため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止等に努める。
- 地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資することから、必要に応じ「国土調査法第 19 条第 5 項指定」申請を行うよう働きかけるなど、地籍整備の推進を図る。

### 砂防・治山・河川等管理

#### リスクシナリオ：4-4)

- 市民の生命が守られるよう減災、防災対策を進め、治水安全度の更なる向上を図るための河川や遊水地などの整備、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策を講じる。
- 劣化原因の調査や健全度調査を実施した上で必要に応じて予防保全や長寿命化に向けた対策を実施する。
- 県と連携を図りながら、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について、早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。その他のため池や排水機場、排水路等についても、災害対応力の強化に向けて、耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立などの防災対策等を推進する。
- 近年の水害リスクの増大に対応するため、調整池等の維持・管理の徹底により河川への流出抑制対策等や流域の特性を踏まえた水害に強い地域づくりを推進する。

### 農地・森林等の荒廃対策

#### リスクシナリオ：4-4)

- 地域住民との協働により、担い手への農地集積を行うことや排水路や排水機場等の施設の適切な維持管理を通して、農用地の保全を図る。また、老朽化が進んでいる用水路等の土地改良施設の維持、保全に努めるほか、有害鳥獣対策を進める。
- 森林の有する機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図るなど、適切な森林整備を推進する。

## 8 土地利用

### 土砂災害対策

リスクシナリオ：1-4)

- 地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資することから、必要に応じ「国土調査法第 19 条第 5 項指定」申請を行うよう働きかけるなど、地籍整備の推進を図る。

### 農地・森林等の荒廃対策

リスクシナリオ：4-4)、6-1)

- 地域住民との協働により、担い手への農地集積を行うことや排水路や排水機場等の施設の適切な維持管理を通して、農用地の保全を図る。また、老朽化が進んでいる用水路等の土地改良施設の維持、保全に努めるほか、有害鳥獣対策を進める。
- 森林の有する機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図るなど、適切な森林整備を推進する。

### 住宅対策

リスクシナリオ：6-6)

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害、高潮等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県が協定を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

## 9 リスクコミュニケーション・地域づくり

### 災害に強いまちづくり

リスクシナリオ：1-2)

- 災害を最小限に抑えるため、自助・共助・公助による災害対応力を高め、災害に強いまちづくりを推進する。

- 緊急時の避難場所となる「千年希望の丘」など津波の多重防御施設を維持管理し減災に努めるとともに、津波の記録の伝承や防災学習の場としても活用していく。

### 震災の記録と伝承

#### リスクシナリオ：1-2)

- 東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、震災の経験と教訓を広く市内外に情報発信する。
- 災害に関するモニュメントや「千年希望の丘」等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努め、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民等が災害教訓を伝承する取組を推進する。また、「いわぬま震災語り部の会」等の伝承に寄与する活動を支援するとともに、活動を行う市民等の拡充に努める。
- 学校等教育機関、企業、NPO 等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の実施等により、市民等が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

### 防災教育の推進

#### リスクシナリオ：1-2)

- 大津波警報、津波警報、津波注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、緊急避難場所や避難路の整備などまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。
- 小中学校の防災主任、安全担当主幹教諭の更なる資質向上と人材育成のため効果的な研修機会の確保を図る。
- 市及び教育委員会は、指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- 保育関係施設については、各種災害を想定した避難訓練や避難訓練を通じた防災教育の取組を継続していく。

### 自助・共助の取組の推進

#### リスクシナリオ：6-1)、6-4)

- 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進し、また、地域住民等が地域防災の担い手となる環境の確保を図る。
- 地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行うとともに、ボランティアや NPO 活動を支援する。
- 保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行う。

- 多言語での情報提供や相談体制の整備、気軽に集まることのできる場の提供による情報交換や文化交流の推進により、多文化共生社会の形成を促進する。

### 被災者支援策

#### リスクシナリオ：6-4)

- 平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討を進める。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、ガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備に取り組む。
- 要配慮者に対する安否確認や避難支援に取り組むため、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定を支援するとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう関係団体等と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。

## 【横断的分野】 デジタル活用

### 地域住民等に対する通信手段の整備

#### リスクシナリオ：1-2)

- 宮城県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 防災行政無線（屋外拡声子局）、エフエムいわぬま、緊急告知ラジオ（防災ラジオ）、携帯電話（緊急速報メール機能等を含む。）、SNS、市ホームページ、広報車等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

### 情報通信体制の整備

#### リスクシナリオ：5-1)

- 「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」により、地震・津波・風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に県に報告すると同時に、必要な情報を確認する。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化する情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。
- 非常時・災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システムの運用を行う。

- 県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業等、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 災害時における大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバー負荷の軽減のため、サーバーの分散を図る。なお、サーバーについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、安全性のある堅固な場所への設置に努める。
- 外部人材の活用などにより行政のデジタル化を推進するとともに、災害時にも必要に応じてWeb会議システム等が活用できるよう、環境整備を図る。
- 学校が臨時休業となってもオンライン学校や授業、課題への取組が可能な情報通信教育環境の整備を進める。

## 過去に甚大な被害をもたらした 大規模自然災害

## (1) 地震・津波

西暦(和暦)	地域(名称)	マグニ チュード	主な被害
869. 7.13 (貞観 11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者 1,000)
1611.12. 2 (慶長 16)	三陸沿岸及び北海道 東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者 1,783、南部、津軽で 人馬の死 3,000 以上)
1896. 6.15 (明治 29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者 3,452、負傷者 1,241、家屋倒 壊 854、同流出 3,121
1933. 3. 3 (昭和 8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明者 308、負傷者 145、家屋倒壊 528、同流出 950
1960. 5.23 (昭和 35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明者 54、負傷者 641、建物全壊 977、建物流失 434
1978. 6.12 (昭和 53)	(1978 年宮城県沖地 震)	7.4	死者 27、負傷者 1,273、住家全壊 1,180
2003. 5.26 (平成 15)	宮城県沖	7.1	重軽傷者 64、住家半壊 11、一部破損 1,033
2003. 7.26 (平成 15)	宮城県北部	6.4	重軽傷者 675、住家全壊 1,276、半壊 3,809、一部破 損 10,975
2005.8.16 (平成 17)	宮城県沖	7.2	負傷者 79
2008. 6.14 (平成 20)	平成 20 年(2008 年) 岩手・宮城内陸地震	7.2	死者 14、行方不明者 4、負傷者 365、住家全壊 28、 半壊 141、一部破損 1,733
2011. 3.11 (平成 23)	平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖地 震	9.0	死者 10,571、行方不明者 1,215、住家全壊 83,005、 半壊 155,131、一部破損 224,202
2011. 4.7 (平成 23)	宮城県沖(東北地方 太平洋沖地震の余 震)	7.2	【本市の被害状況】 死者 186 名(他行方不明 1 名)、住家全壊 736、半 壊 1,606、一部損壊 3,086

【出典：「宮城県国土強靱化地域計画」より引用、加筆】

(2) 大雨・洪水・暴風雨

災害の種別	過去の災害の例	主な被害
大雨・洪水 ・暴風雨	(カスリン台風) S22.9.14～15 洪水	死者（行方不明者を含む）30人、負傷者4人、住家倒壊44棟、流失165棟、浸水29,704棟
	(アイオン台風) S23.9.16～17 洪水	死者（行方不明者を含む）44人、負傷者25人、住家全壊229戸、半壊25戸、流失121戸、家屋浸水33,611戸
	(熱帯低気圧) S25.8.2～8.7 暴風雨	台風5011～5012号 死者9人、負傷者102人、行方不明8人、家屋流失221戸、家屋倒壊453戸、床上浸水7,282戸、床下浸水13,140戸
	豪雨・洪水 S61.8.4～5	死者5人、負傷者12人、住家全壊68戸、半壊194戸、一部損壊857戸、床上浸水10,817戸、床下浸水22,158戸、非住家9,563戸
	集中豪雨・洪水 H6.9.22～23	負傷者(軽傷)1人、全壊3棟、半壊10棟、一部破損14棟、床上浸水3,317棟、床下浸水4,865棟 ※名取川水系増田川・川内沢川、阿武隈川水系五間掘川における破堤や越水
	台風6号 H14.7.10～11	死者1人、軽傷者3人、全壊1棟、半壊2棟、一部破損8棟、床上浸水541棟、床下浸水2,874棟、非住家被害14棟 ※5河川8箇所破堤、3,400棟以上が浸水
	大雨・洪水 H18.10.6	死者9人、行方不明者8人、軽傷者2人、半壊7棟、一部損壊347棟、床上浸水54棟、床下浸水412棟 ※北上川水系皿貝川など6河川、鳴瀬川水系名蓋川での越水、北上川水系迫川支流の夏川で漏水
	台風18号 H21.10.8	死者1人、重傷者2人、軽傷者3人、一部破損56棟、床上浸水98棟、床下浸水551棟 ※台風の北側にある前線が活発化し、県北部や沿岸部を中心に大雨
台風15号 H23.9.20	死者2人、軽傷者3人、住家全壊3棟、半壊202棟、一部損壊8棟、床上浸水647棟、床下浸水2,307棟、非住家被害44棟	

		<p>※石巻市雄勝では日雨量 431mm、2 日雨量 531mm と観測史上最大。阿武隈川水系新川、七北田川水系七北田川、女川水系女川などで越水。河川や道路、住宅、農地などに大きな被害</p>
平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨（台風 18 号） H27.9.9～11		<p>死者 2 人、重傷者 1 人、軽傷者 2 人、住家全壊 2 棟、半壊 578 棟、一部損壊 308 棟、床上浸水 140 棟、床下浸水 728 棟、非住家被害 2 棟</p> <p>※台風第 17 号と台風から変わった低気圧から湿った空気が流れ込んだ影響で記録的な大雨。渋井川など 11 河川 23 箇所破堤</p>
令和元年東日本台風 R1.10.12		<p>死者 20 人、行方不明者 2 人、重傷者 8 人、軽傷者 38 人、住家全壊 291 棟、半壊 3,024 棟、一部損壊 2,469 棟、床上浸水 1,802 棟、床下浸水 11,688 棟、非住家被害 94 棟</p> <p>※ 令和 6 年 9 月 30 日現在の被害状況</p> <p>※ 台風第 19 号により東北、関東甲信越、静岡県などで 3、6、12、24 時間降水量の観測史上 1 位の値を更新する記録的な大雨。県内では 18 河川 36 箇所が破堤。</p> <p><b>【本市の被害状況（令和元年 11 月 29 日時点）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所開設 9 か所 879 人</li> <li>○ 人的被害 けが 1 人</li> <li>○ 浸水棟数 <ul style="list-style-type: none"> <li>床上浸水（住家）8 棟、床下浸水（住家）34 棟</li> </ul> </li> <li>○ 公共土木施設被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>道路 32 か所、河川 11 か所、公園 4 か所</li> </ul> </li> <li>○ 農業用施設被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>農地 50 か所、水路 138 か所、農道 43 か所、林道 4 か所、山林 16 か所、ため池 4 か所</li> </ul> </li> <li>○ 農作物被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>水稲 231.0ha、大豆 166.0ha、園芸 5.7ha</li> </ul> </li> <li>○ 公共施設等被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>いわぬま市民交流プラザ（床上浸水）、グリーンピア岩沼（敷地内法面崩れ）、岩沼市民図書館（床上浸水）</li> </ul> </li> </ul>

【出典：「宮城県国土強靱化地域計画」より引用、加筆】

### (3) 火山噴火災害

火山噴火予知連絡会は、平成 15 年 1 月に「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山として定義し、県内では栗駒山、蔵王山、鳴子の 3 火山が活火山に該当する。さらに、平成 21 年 6 月には「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として 47 火山(県内では、栗駒山、蔵王山)を選定した。

本市は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）に基づく火山災害警戒地域（噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域）には指定されていないものの、約 20km の距離に「蔵王山」がある。

近年、火山噴火被害は発生していないため、以下に活動状況等について整理する。

火山名	過去の活動状況等
蔵王山	<p>蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置している。</p> <p>玄武岩～安山岩の成層火山群で、山体上部を形する熊野岳（最高峰）・刈田岳（かっただけ）などが噴出した後、山頂部に直径 2km 程度のカルデラが生じた。五色岳はその中に生じた後カルデラ火砕丘で、火口湖御釜（直径 360m、別名五色沼）を持つ。</p> <p>蔵王火山の噴火活動は、少なくとも約 70 万年前には始まっていたと考えられ、現在までに 4 つのステージがあったとされている。</p> <p>2 万年位前までに続いていた五色岳の活動の後、やや火山活動の静穏な時期があったが 2000 年～3000 年前頃に五色岳の東部が大規模に崩壊した。今から約 1000 年前には、五色岳西端で御釜の活動が始まっている。有史以降も主に御釜を噴出口とする数多くの活動が記録されているが、被害を伴った噴火は御釜の内外で発生している。噴火に伴い泥流を発生することが多い。御釜の北東など複数の地域に噴気孔がある。</p> <p>1230 年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694 年、1809 年、1821 年、1867 年、1895 年の噴火で濁川や白石川で増水や硫黄流入などの被害が発生し、このうち 1867 年の噴火では洪水による死者が発生している(日本活火山総覧(第 4 版)による)。</p> <p>なお、仙台管区気象台では平成 22 年(2010 年)より常時観測(振動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。</p> <p>平成 27 年 4 月 7 日から火山性地震が増加し、小規模な噴火が発生する可能性があることから、同 4 月 13 日に噴火警報（火口周辺危険）が発表された。その後、蔵王山の火山性地震の減少を受け、同 6 月 16 日に噴火警報が解除された。</p> <p>平成 30 年 1 月 30 日には、御釜付近の地殻変動の発生により火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルが 2（火口周辺規制）に引き上げられた。その後、同年 3 月 6 日に噴火警報が解除され、噴火警戒レベルが 1（活火山であることに留意）に引き下げられた。</p>

【出典：「宮城県国土強靱化地域計画」より引用】

岩沼市国土強靱化地域計画（第2期）

令和7年3月

岩沼市政策部まちづくり政策課

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

電話 0223-23-0199